情報公開制度 令和4年度の運用状況

区では、年1回、情報公開制度の運用状況を取りまとめ、公表しています。

行政情報開示請求及び決定等の状況

実施機関	請求件数	処理状況							決定期間の延長	
		全部開示	一部開示	非開示				取下げ	30日までの延長	30日を超える延長
					非開示	不存在	存否応答拒否等			
区長	398	145	170	44	6	33	5	39	69	22
教育委員会	21	3	10	5	1	3	1	3	7	0
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	9	7	1	0	0	0	0	1	4	1
合計	432	156	182	51	7	38	6	43	80	23

※決定に対する審査請求は13件でした。
●運用状況の詳細は、区政情報センター、総合支所区政情報コーナーで閲覧できます。

問区政情報課 ☎5432-2097 FAX5432-3007

特殊詐欺被害が急増しています

特殊詐欺被害には、息子や孫を騙(かた)って現金を要求する「オレオレ詐欺」や、警察官等を騙ってキャッシュカードを騙(だま)し取る「預貯金詐欺」「詐欺盗」など複数の手口がありますが、そのほか被害が多いのは、区役所職員を騙り「累積医療費の還付があります。今日中ならATMで手続きができます」等、言葉巧みにATMへ誘導し、気付かないうちに犯人の口座へ現金を振り込ませる「還付金詐欺」です。ATMで還付金が戻ることは絶対にありません。

特殊詐欺の手口は年々巧妙になっており、パソコン使用中に「あなたのパソコンがウイルスに感染しました」等の警告が表示され、サポートセンターを騙る犯人の指示により、コンビニで電子マネー（プリペイドカード）等を購入させられる手口も増えています。少しでもおかしいと思ったら、区役所や警察、家族に相談しましょう。

通話をしながらATMを操作している高齢者を見かけたら、声をかけていただき、110番通報してください。1件でも詐欺被害を防げるよう、皆さんのご協力をお願いします。

問警察署(世田谷☎3418-0110、北沢☎3324-0110、玉川☎3705-0110、成城☎3482-0110)、地域生活安全課 ☎5432-2267 FAX5432-3066

自己負担割合が変わる方へ7月中旬に新しい後期高齢者医療被保険者証をお送りします

8月1日以降の後期高齢者医療被保険者証（保険証）の自己負担割合は、5年度の住民税課税所得※等に基づいて東京都後期高齢者医療広域連合が判定します。自己負担割合が変わる方には、新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します。自己負担割合が変わらない方は、これまでの保険証を引き続きお使いください。自己負担割合の判定基準は、原則下表のとおりです。

判定基準	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
次の①②両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入(遺族年金、障害年金を除く)」+「その他の合計所得金額」の合計額が ●被保険者が1人…200万円以上 ●被保険者が2人以上…合計320万円以上	2割
次のいずれかの場合 ●同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満 ●前記①に該当するが②には該当しない　●住民税非課税世帯	1割

※住民税課税所得=総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出した額。

問国保・年金課後期高齢者医療担当 ☎5432-2390 FAX5432-3005

世田谷区中小事業者経営改善補助金

社会情勢の変化に対応し、販路拡大、事業のオンライン化等の新たな取組みにより利益拡大を図るための経費を一部補助します。

補助限度額／30万円　**補助率**／3分の2

対区内に事務所または事業所を有する中小事業者・個人事業主等

備7月3日から申込み（先着30事業者程度）。（公財）世田谷区産業振興公社が実施する中小企業診断士との面談を受け、事業計画の実効性、経費の必要性等の確認を得る必要があります。

問(公財)世田谷区産業振興公社
☎3411-6608 FAX3411-6610 区HP 186397

世田谷発インキュベーションプログラム「ネイバースクール SETAGAYA」参加者募集

世田谷で新たな事業に挑む人に、さまざまなプロフェッショナルや企業から起業・事業成長に向けた学びのサポート・つながりの場等を提供し、新規事業の創出、既存事業の改善を支援するプログラムです。

【コース】①**スタートアップコース**／これから起業をめざす方やスタートアップを始めた方向け
②**事業再構築コース**／第2創業期にある事業者や新規事業責任者向け
③**ビジネスアイデアコース**／新たな事業づくりのアイデアを模索している方向け

備日程、参加方法等詳しくは、ホームページ(HP https://school.setacolor.tokyo/)をご覧ください。

▲ホームページ

NEIGHBOR SCHOOL SETAGAYA

問商業課 ☎3411-6668 FAX3411-6635

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱などの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がいない場合の受診相談、療養中の体調変化や困りごとの相談

世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター
☎050-3665-7973（平日 午前8時30分～午後5時）

東京都新型コロナ相談センター
☎0120-670-440（24時間（土・日曜、祝・休日を含む））

発熱患者に対応している医療機関のリスト

※必ず受診前に医療機関に電話で相談してください。
※受診の際は、マスクの着用をお願いします。

区HP 199397

新型コロナウイルス感染症について

療養期間の目安など、詳しくはこちら ▶▶▶▶▶▶▶
区HP 184143

新型コロナワクチン接種について

世田谷区新型コロナワクチンコール ☎0120-136-652（午前8時30分～午後5時30分（土・日曜、祝・休日を含む））